この指数表は、施設の定数を超える場合に選定資料として使用します。

栗東市立学童保育所・栗東市民設学童保育所入所基準指数表（共通）

希望学童保育所名	学童保育所	児童氏名	（　　年生）	保護者氏名	
		卒園した保育園・幼児園名（新1年生のみ）			

令和９年４月１日時点において、下記の該当する点数に〇印を付け、合計欄に記入してください。

事　　項				点数 父	点数 母	備考（添付書類）
①親のいない家庭	死亡・行方不明・拘禁・離婚・未婚・その他			11	11	
②労　働	就　労	１５時以降の就労が、月２０日以上かつ６ヶ月以上継続		10	10	就労証明書（自営の場合）確定申告書または源泉徴収票の写し
		１５時以降の就労が、月１６日以上かつ６ヶ月以上継続		8	8	
	就労内定	１５時以降の就労が、月２０日以上かつ６ヶ月以上継続		8	8	
		１５時以降の就労が、月１６日以上かつ６ヶ月以上継続		7	7	
③妊娠・出産	産前８週となる日が属する月の初日から産後８週となる日の翌日が属する月の末日まで				6	母子健康手帳写
④育児休業	育児休業取得時に、既に保育を利用している児童（在所児）が対象で、継続利用が必要であること。			4	4	就労証明書
④傷病・障がい等	傷　病	入院が概ね６ヶ月以上継続		10	10	医師の診断書
		居宅内療養	常時病臥状態が６ヶ月以上継続	10	10	
			一般療養　安静を要する状態が６ヶ月以上継続	6	6	
	心身の障がい	身体障害者手帳１・２級、療育手帳Ａ１・Ａ２、精神障害者手帳１級		10	10	障害者・療育・精神障害者保健福祉手帳の写し
		身体障害者手帳３・４級 療育手帳Ｂ１ 精神障害者手帳２・３級		6	6	
⑤災　害	災害による自己家屋の損傷、その他災害復旧のため保育ができない場合			10	10	罹災証明
⑥同一世帯の病人等の介護	入院・施設等付添	１５時以降の付添が、月２０日以上かつ６ヶ月以上継続		10	10	医師の診断書介護保険被保険者証、身体障害者手帳の写し等
		１５時以降の付添が、月１６日以上かつ６ヶ月以上継続		8	8	
	自宅介護・看護	重度障がい者等の全介護（障害者手帳１・２級、介護認定３～５）		10	10	
		上記以外の介護（看護）の場合		4	4	
⑦就　学	通　学	卒業後に就労を目的とする１５時以降の通学が、月２０日以上かつ６ヶ月以上継続		6	6	在学証明書及び通学日数・時間がわかる書類
		卒業後に就労を目的とする１５時以降の通学が、月１６日以上かつ６ヶ月以上継続		4	4	
	通学予定	卒業後に就労を目的とする１５時以降の通学が、月２０日以上かつ６ヶ月以上継続予定		5	5	合格通知等通学することがわかる書類および通学日数・時間がわかる書類
		卒業後に就労を目的とする１５時以降の通学が、月１６日以上かつ６ヶ月以上継続予定		3	3	
⑧その他	①～⑦に類する状態にあると栗東市長が認める場合			各号に同じ		
			合計			

※なお、集団生活は可能だが、特別支援学級に通う等、支援が必要な児童については別途加点をすることがあります。
※上記の指数表で同点となった場合は、裏面の調整指数により入所の可否を決定します。

同　意　書

私は、提出した「入所申請書」「就労証明書」の内容（就労時間、就労日数、勤務形態等）に基づき、当市が定める「学童保育所入所指数表」における指数算出のため、指数表記載の情報（保護者の状況、指数に関する項目等）を加筆・修正することに同意します。

年　　月　　日

治田東くじら学童保育所

保護者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

(参考)

【学童保育所 使用欄】※裏面は学童保育所にて記入を行います。

調整指数			
		点数	学童保育所記入欄
加算要件・減点要件	１年生	5	
	２年生	4	
	３年生	3	
	４年生	2	
	５年生	1	
	６年生	0	
	兄弟姉妹が同学童保育所を利用する場合	1	
	継続して同学童保育所を利用している場合	1	
	月２０日以上就労はしているが、１６時には帰宅できる場合	-3	
	月１６日以上就労はしているが、１６時には帰宅できる場合	-5	
	月２０日以上就労はしているが、１７時には帰宅できる場合	-1	
	月１６日以上就労はしているが、１７時には帰宅できる場合	-2	
	加減		
	総合計		